

千葉県建築基準法令関係取扱基準集

制限の緩和等の取扱いについて

=要 旨=

建築基準法における道路、公園等による緩和について、下表のとおり取り扱うこととする。

=内 容=

【表】

項目等	道路	線路敷	高架		公園・広場	川・水面・水路 ・里道等
			道路	線路敷		
採光 令第20条	道路の反対側 の境界線	1/2	× ※1		1/2	1/2
道路斜線 令第134条	道路の反対側 の境界線	線路敷の 反対側の 境界線	道路の 反対側の 境界線	線路敷の 反対側の 境界線	公園・広場の反 対側の境界線	川・水面・水路 ・里道等の反対 側の境界線
隣地斜線 令第135条 の3	/	1/2	/	1/2	1/2 ※4	1/2
北側斜線 令第135条 の4	道路の反対側 の境界線	1/2	道路の 反対側の 境界線	1/2 ※3	×	1/2
日影規制 令第135条 の12	1/2(道路幅が 10mを超える ときは反対側 の境界線から 5m)	1/2(幅が10 mを超えると きは反対側の 境界線から5 m)	1/2(幅が10mを超 えるときは反対側の境界 線から5m) ※3		×	1/2(幅が10 mを超えると きは反対側の 境界線から5 m)
角地緩和 法第53条第3 項第二号 ※5	○	○ ※2	○ ※3	×	○ ※2	○ ※2

※1：高架の上面については1/2緩和可

※2：線路敷、公園等の幅員の合計が4m以上となるもの

※3：高架の下を現に建築物の敷地として利用している場合には緩和不可

※4：都市公園法施行令第2条第1項第1号に規定する都市公園を除く

※5：細則等による。

=備 考=

【用語の定義】

1. 道路：建築基準法第42条の道路
2. 線路敷：線路が敷設されている部分（駅舎等の建築物がある部分（計画が明らかな場合を含む）を除く）
3. 高架：地表面より高く橋梁形式の構造になっているもの
4. 公園、広場、川、水面、水路、里道等：公的所有管理され、公図等で確認でき、かつ将来にわたって形態・空間が確保されるもの

【注意事項】

1. 上表の取扱いに関しては原則であり、敷地の状況により異なる場合がある。
2. 管理者を謄本等により確認すること。

関係条文	表中に記載
関 連	

年度	分類	番号
2013	集団	010